

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 7 月 4 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 ORE 札幌ビル 9 階
札幌市スポーツ局招致推進部調整課
電話 011-211-3042 FAX 011-211-3048

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

北海道・札幌 2030 オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に係るスポーツ施設の装飾制作及び装飾物設置・掲出業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 8 月 10 日までとする。

(4) 履行場所

別添仕様書の通り

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、以下の登録がされている者であること。

業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独で同一の入札に参加しないこと。

(6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加しないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の受領期限及び郵送先

令和4年7月11日(月)14時30分(必着とする。)

札幌市スポーツ局招致推進部(札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル9階)

(2) 開札

令和4年7月11日(月)15時00分(上記(1)の場所にて行う。)

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は1通のみ作成し、持参又は送付により提出すること。この場合、入札書に記載する日付は作成日とすること。

イ 直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に係るスポーツ施設の装飾制作及び装飾物設置・掲出業務 入札書在中」の旨を記載し、上記1宛、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

ウ 送付により提出する場合は二重封筒として、外封に「北海道・札幌2030オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に係るスポーツ施設の装飾制作及び装飾物設置・掲出業務 入札書在中」の旨を記載し、上記1宛、入札書の受領期限までに送付しなければならない。

ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。